証券コード：5580

pro.delight

第19回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2026年11月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前９時30分

開催場所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム

報告事項
１．第19期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

株式会社プロディライト

証券コード　5580
2026年11月12日

株　主　各　位

大阪市中央区高麗橋三丁目３番11号
淀屋橋フレックスタワー２階
株式会社プロディライト
代表取締役社長　小　南　秀　光

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
　https://prodelight.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲトップ」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
　https://d.sokai.jp/5580/teiji/

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月26日（木曜日）午後６時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]
　後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権を行使してください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前10時

2．場　　所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　１．第19期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前９時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後６時30分入力完了分まで



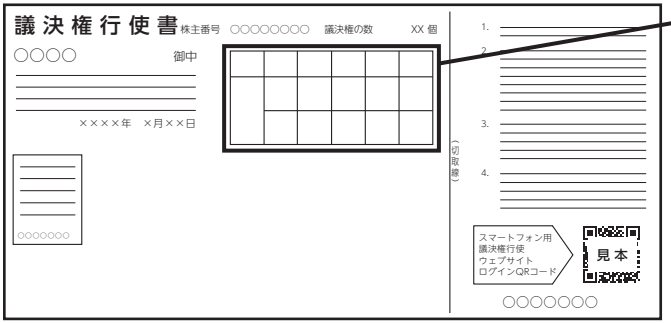
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後６時30分到着分まで

議決権行使書へのご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

※議決権行使書用紙はイメージです。

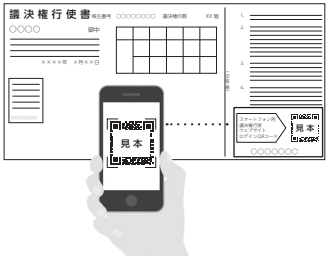
・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

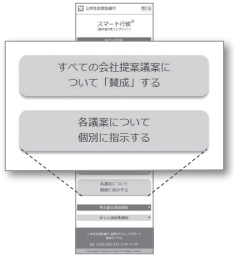
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

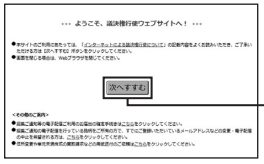
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

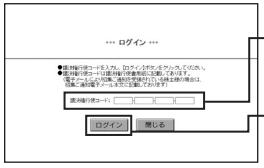
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、継続的な賃上げによる所得環境の改善やインバウンド需要の回復に加え、AI関連投資を含む設備投資の増加に支えられ、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、原材料・エネルギー価格の高止まりや円安基調の継続に伴うインフレ圧力が続いているほか、米国の通商政策の動向、中国経済の先行き不透明感、台湾海峡や中東地域を巡る地政学リスクなど、世界経済の下振れリスクが国内経済に及ぼす影響について、引き続き注視が必要な状況となっております。

クラウドPBX及びIP電話サービス市場は、引き続き堅調に推移しており、当社グループは、旧来のオンプレミス型PBX（電話交換機）からクラウドPBXサービスへの移行需要の拡大に加え、企業におけるDX推進や人手不足への対応を背景として、電話業務の効率化・省力化に対するニーズが高まっております。このような事業環境を踏まえ、当社グループは主力事業である音声ソリューション事業のさらなる成長を見込んでおります。また、移動体通信に係る設備投資市場においては、通信インフラ整備を中心とした投資から、AI、クラウド、仮想化技術を活用した高度化投資へと重点が移行しております。受注環境における競争は厳しいですが、当社グループは既存顧客との信頼関係及び技術力を活かした営業活動を推進した結果、当該事業における収益は概ね計画どおりに推移しており、今後も、キャリアでは各社の課題に向けた様々な取り組みをしていることから、新たな需要があると見込んでおります。一方、光回線取次事業につきましては、市場環境の変化に伴う競争激化や取次条件の変動等により厳しい事業環境が継続していたことから、当社グループは経営資源の選択と集中を目的として、当該事業を担っていた孫会社を2026年５月１日付で売却し、当該事業から撤退いたしました。これにより、今後は成長性及び収益性の高い音声ソリューション事業を中心とした事業ポートフォリオの強化を進めてまいります。

当社グループは、固定電話とモバイル端末の垣根を超え、電話の基本機能を再定義することで、ビジネスフォンやコールセンターなど電話関連領域における“代名詞”となる企業を目指しております。国内市場においてリーディングポジションの確立と、市場全体への新たな価値提供を通じて、企業コミュニケーションの革新に取り組んでおります。具体的には、自社開発のクラウドPBX「INNOVERA」を軸に、IP電話回線、スマートフォンアプリ、インターネット

回線、固定端末など電話環境の構築に必要なサービス・商品を統合的に提供する「ワンストップ・ソリューション」により、お客様の「電話のDX」を推進し、さらなる収益力向上に向けて以下の施策を実施してまいりました。

当連結会計年度においては、お客様のニーズ拡大に対応するため、「INNOVERA」の機能強化を推進いたしました。Autocall機能（事前に設定した条件やリストに基づき自動で電話を発信する機能）については、10言語への多言語対応を開始いたしました。また、Call to Text（通話録音内容をテキスト化するオプションサービス）をアップデートし、設定した条件に応じて通話内容を自動でテキスト化できる機能を追加いたしました。さらに、サービス提供基盤の強化として、これまで東京都の「03」や大阪府の「06」など、主要都市を中心とした一部地域に限定されていた、現在利用中の電話番号を変更することなく、フルクラウド環境で「INNOVERA」をご利用いただける対応エリアを全国47都道府県へ拡大いたしました（一部市町村を除く）。これにより、従来はVoIPゲートウェイ等の機器設置が必要であった地域においても、オンプレミス機器を設置することなく「INNOVERA」を導入いただける環境を整備いたしました。

電話応対業務の効率化サービス「Telful」については、電話帳機能の追加やテキスト通知ツールにおけるLINE連携への対応に加え、IVR（音声自動応答）機能の大幅な機能強化を実施するなど、お客様の業務効率化及び顧客満足度の向上に取り組みました。

販売面においては、株式会社大塚商会の「たよれーる」ブランドによる販売拡大をはじめ、パートナー活性化に向けた各種プロジェクトを推進するとともに、情報通信、ICTインフラ、IT・DX関連の展示会やビジネス商談会へ積極的に出展し、新規顧客の獲得に努めました。また、小規模事業者や少人数部署における電話業務のDXを支援するため、スマートフォンによる会社番号での発着信機能に特化した「INNOVERA Lite」の提供を開始いたしました。これにより、社員数1,000名を超える企業から小規模事業者まで、幅広い顧客層への販路拡大を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,163,375千円（前年同期比11.6％増）、営業利益は122,562千円（前年同期比31.2％減）、経常利益は118,709千円（前年同期比32.4％減）、特別損失として、固定資産除却損5,339千円、BizTAP IVR及びBizTAP事業に係るのれん及びソフトウエアの減損損失99,120千円、子会社株式売却損3,871千円を計上し、法人税、住民税及び事業税は68,612千円、親会社株主に帰属する当期純損失は56,606千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益118,363千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（音声ソリューション事業）

顧客のDX需要が堅調であることに加え、販売代理店制度「パートナープログラム」も奏功したことから、「INNOVERA」のアカウント数が順調に増加しました。「INNOVERA」のアカウント数増加に伴う、チャネル数の増加、既存顧客の事業拡大や拠点追加により「IP-Line」の総チャネル数も増加しました。また、Yealink社製端末（SIP）の販売の好調もあり、堅調に推移いたしました。一方、2025年７月に連結子会社が事業を譲り受けたBizTAP IVR及びBizTAP事業がセグメント利益に影響を与えました。その結果、売上高2,683,880千円（前年同期比12.6%増）、セグメント利益596,034千円（前年同期比8.2%減）となりました。

当社グループはストック型ビジネスモデルのため、「INNOVERA」のアカウント数（利用端末数）及び「IP-Line」のチャネル数（同じ電話番号での同時利用可能者数）を伸ばし、アカウント及びチャネルの解約率を低く抑えることが安定した収益拡大につながります。そのため、「INNOVERA」の増加アカウント数と解約率、「IP-Line」の増加チャネル数と解約率、リカーリング（継続）売上高比率を重要な経営指標と考えております。当連結会計年度において「INNOVERA」総アカウント数及び「IP-Line」総チャネル数については、「パートナープログラム」が奏功し、順調に推移しております。2023年８月期以降のこれらの重要な経営指標の推移は、以下のとおりであります。

	2023年 ８月期	2024年 ８月期	2025年 ８月期	2026年 ８月期
「INNOVERA」総アカウント数 （アカウント）	33,761	41,233	49,536	57,009
月平均解約率（アカウント） （%）	0.90	0.79	0.76	0.69
「IP-Line」総チャネル数 （チャネル）	64,652	71,811	76,228	81,470
月平均解約率（チャネル） （%）	0.94	1.03	0.79	0.79
リカーリング売上高比率 （%）	80.1	79.4	80.2	81.7

（注）１．「INNOVERA」総アカウント数は、期末時点の「INNOVERA PBX1.0」と「INNOVERA PBX2.0」の契約アカウント数の合計を記載しております。（「INNOVERA Outbound」のアカウント数は含みません。）

2．月平均解約率（アカウント）（%）は、「INNOVERA PBX1.0」と「INNOVERA PBX2.0」の当月解約アカウント数÷前月末の契約総アカウント数で毎月の解約率を計算し、その12ヵ月の平均を記載しております。
3．「IP-Line」総チャネル数は、期末時点の「IP-Line」契約総チャネル数（OEM含む）の合計を記載しております。
4．月平均解約率（チャネル）（%）は、「IP-Line」の当月解約チャネル数÷前月末の契約総チャネル数で毎月の解約率を計算し、その12ヵ月の平均を記載しております。
5．リカーリング売上高比率（%）は、リカーリング・レベニュー（システムサービス売上高＋回線サービス売上高－初期導入費用）÷総売上高で計算して、記載しております。

（移動通信設備事業）

前連結会計年度の2024年11月に移動通信設備事業を取得したことに加え、大手通信キャリアからの依頼による移動体通信基地局の設計・施工・コンサルティング等を安定的に受注しました。その結果、売上高415,335千円（前年同期比21.0%増）、セグメント利益45,500千円（前年同期比62.3%増）となりました。

（取次販売事業）

大手電力事業者等及び光回線事業者の各種サービスを取次販売しております。当連結会計年度に同事業を構成する当社の連結子会社であった株式会社N' s カンパニーの保有株式の全てを2026年５月１日付で売却し、同社を連結の範囲から除外した影響により、売上高64,158千円（前年同期比41.0%減）、セグメント利益6,081千円（前年同期399千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資（のれんを除く）の総額は42,639千円であります。その主な内容は、自社利用ソフトウエアの開発であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、運転資金として金融機関より長期借入金として100,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
　　該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　　該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　　当社子会社の株式会社ＮＮコミュニケーションズは、その子会社（当社孫会社）である株式会社N'sカンパニーの保有株式の全てを2026年５月１日付で売却し、同社を当社の連結子会社から除外しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (2023年８月期)	第 17 期 (2024年８月期)	第 18 期 (2025年８月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上高 (千円)	－	－	2,834,772	3,163,375
経常利益 (千円)	－	－	175,597	118,709
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） (千円)	－	－	118,363	△56,606
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	－	－	70.98	△33.64
総資産 (千円)	－	－	1,712,423	1,618,655
純資産 (千円)	－	－	954,350	898,023
１株当たり純資産額 (円)	－	－	567.09	533.49

（注）１．第18期（2025年８月期）より連結計算書類を作成しているため、第17期（2024年８月期）以前の各数値については記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

３．当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第18期（2025年８月期）に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (2023年８月期)	第 17 期 (2024年８月期)	第 18 期 (2025年８月期)	第 19 期 (当事業年度) (2026年８月期)
売　上　高 (千円)	2,008,319	2,196,897	2,374,942	2,557,176
経　常　利　益 (千円)	126,498	187,968	212,414	200,768
当　期　純　利　益 (千円)	90,581	148,199	149,580	130,866
１株当たり当期純利益　(円)	62.63	90.74	89.70	77.76
総　資　産 (千円)	1,162,179	1,208,953	1,598,458	1,718,123
純　資　産 (千円)	652,752	802,876	985,567	1,116,713
１株当たり純資産額　(円)	399.76	490.88	585.64	663.41

(注) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当　社　の 議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ＮＮコミュニケーションズ	20,000 千円	100.0%	移動通信設備事業

(注) 当連結会計年度において、連結子会社である株式会社N'sカンパニーの保有株式の全てを2026年５月１日付で売却したことに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、主力製品である「INNOVERA」を核とした音声プラットフォーム構想の実現を通じて、持続的な成長及び企業価値の向上を目指しております。そのため、営業戦略及びサービス開発戦略を両輪として推進するとともに、これらを支える組織体制の整備及び内部管理体制の強化を含む、次の７つの課題に取組んでおります。

① 販売パートナーとの連携強化及び販売網の拡大

当社グループの顧客基盤をさらに拡大するためには、販売パートナーとの連携を深め、全国規模の販売網を一層活用することが重要であると認識しております。当社グループは、販売パートナーに対する製品教育、提案支援及び成功事例の共有を推進するとともに、主要な販売パートナーとの共同事業計画の策定及び進捗管理を強化してまいります。また、取引実績が停滞している販売パートナーへの働きかけを行い、販売活動の再活性化を図ることで、パートナー経由の販売拡大に努めてまいります。

② 通信サービスの提供地域及び顧客層の拡大

当社グループは、クラウドPBX「INNOVERA」と通信サービスを一体で提供できる強みを生かし、これまで通信サービスを提供していなかった地域を含む全国への展開を進めてまいります。また、小規模事業者向けサービスをはじめ、顧客規模及び利用形態に応じた商品・料金体系を整備し、導入の裾野を広げてまいります。これらの取組みにより、新規顧客の獲得及びストック収益基盤の拡大を図ってまいります。

③ 営業体制及びカスタマーサクセス体制の強化

持続的に収益を拡大するためには、新規受注の拡大に加え、既存顧客のサービスの利用価値を高め、継続的な取引につなげることが重要であると認識しております。当社グループは、商談プロセスの標準化及び営業活動の効率化を進め、受注率の向上及び受注までの期間短縮に取組んでまいります。あわせて、導入後の定期的なフォロー、利用状況に応じた提案及び販売パートナーとの連携を強化し、オプションサービスの利用促進による顧客単価の向上並びに解約率の維持・低減を図ってまいります。

④ ブランド力の向上

「INNOVERA」は11年以上にわたり販売してきた実績があるものの、現時点では認知度が十分とは言えず、ブランドとしては未成熟と認識しております。

今後は、Web広告やWebサイトの強化を通じて、企業としての信頼性を高める「コーポレートブランディング」と、主力製品「INNOVERA」の存在感を高める「サービスブランディング」の両面からブランド力の向上を図ってまいります。

⑤ M&Aの推進

当社グループは、クラウドPBX関連事業とのシナジーを重視し、サービスのバリューチェーンの強化及び事業領域の拡大を目的としたM&Aを推進してまいります。これにより、技術力の強化及び市場シェアの拡大を図るとともに、競争優位性の確立に努めてまいります。

⑥ 組織体制の整備

当社グループは、少数精鋭による効率的な組織運営を行い、生産性の向上に努めております。一方、今後の事業成長を見据え、人員の拡充及び組織体制の整備が不可欠であると認識しております。顧客の要望に迅速に対応できる組織を目指し、専門性を有する人材の確保・育成及び管理職のマネジメント能力の向上を進めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

企業の持続的な成長及び企業価値の向上には、顧客のみならず、社会からの信頼を得ることが重要であると認識しております。そのため、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるとともに、内部統制システム及びコンプライアンス体制を強化し、経営の健全性及び透明性の確保並びに企業倫理のさらなる向上に取組んでまいります。

以上の取組みにより、電話業界のさらなる発展及び株主価値の向上を目指すとともに、当業界を牽引する存在となるべく、鋭意努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

セグメントの名称	事　　業　　内　　容
音声ソリューション事業	IP電話用の自社開発クラウドPBX「INNOVERA」等、音声コミュニケーションのDXに向けたワンストップ・ソリューションの提供
移動通信設備事業	移動体通信基地局の設計・施工・コンサルティング、ネットワーク関連の設計・施工等
取次販売事業	大手電力事業者等の契約取次業務

(6) 主要な事業所（2026年８月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市中央区
東京支店	東京都中央区
福岡支店	福岡市博多区
名古屋支店	名古屋市中区

② 子会社

名称	所在地
株式会社 NNコミュニケーションズ	本社（東京都中央区）

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
音声ソリューション事業	94 （2）名	12名増（２名増）
移動通信設備事業	21 （10）名	３名減（３名増）
取次販売事業	1 （1）名	13名減（１名減）
全社（共通）	25 （1）名	５名増 （0名）
合計	141 （14）名	１名増（４名増）

（注）１．使用人数は就業人員であり、パートタイマー及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
113名（3名）	14名増（2名増）	39.3歳	5年7ヵ月

（注）1．使用人数は就業人員であり、受入出向者8名を含んでおります。なお、契約社員は就業しておりません。
2．パートタイマー及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3．受入出向者の年齢、勤続年数は平均値算出の対象外としております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社関西みらい銀行	100,000千円
株式会社池田泉州銀行	81,674千円
株式会社三井住友銀行	66,428千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　5,640,000株

(2) 発行済株式の総数　1,683,300株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は400株増加しております。

(3) 株主数　1,459名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
小南秀光	600,000株	35.64%
株式会社Wiz	165,000株	9.80%
川田友也	100,000株	5.94%
日本ビジネスシステムズ株式会社	100,000株	5.94%
トビラシステムズ株式会社	100,000株	5.94%
光通信KK投資事業有限責任組合	65,500株	3.89%
プロディライト従業員持株会	22,212株	1.32%
株式会社C・S・R	19,800株	1.18%
河井裕也	10,000株	0.59%
岡田良平	5,250株	0.31%

（注）自己株式は保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小　南　秀　光	株式会社NNコミュニケーションズ代表取締役
取　締　役	山　口　延　弥	事業管理本部長
取　締　役	吉　田　圭　子	管理本部長
取　締　役	田　中　健　作	株式会社オンサイト代表取締役 三陽工業株式会社社外取締役
取　締　役 （常勤監査等委員）	田　坂　哲　史	
取　締　役 （監査等委員）	大　井　　理	弁護士 松柏法律事務所パートナー WDBココ株式会社社外取締役
取　締　役 （監査等委員）	北　條　明　宏	公認会計士・税理士 株式会社HACA ＲＵＳ監査役 株式会社ＢＬＡＳＴーＨｕｂ代表取締役 株式会社ほっとナビ監査役 株式会社スマートバリュー社外取締役 （監査委員/議長） 株式会社情報技術社監査役

（注）１．取締役田中健作氏並びに取締役（監査等委員）大井理氏及び北條明宏氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）大井理氏及び北條明宏氏は、以下のとおり、法律並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役（監査等委員）大井理氏は、弁護士の資格を有しております。
・取締役（監査等委員）北條明宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
３．2025年11月30日付をもって、桂真理子氏は取締役（監査等委員）を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職の状況は、後述の「(6) 社外役員に関する事項」に記載しております。また、同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものでありました。
４．取締役（監査等委員）北條明宏氏は2025年12月１日付で就任しております。同氏は、2025年11月27日開催の第18回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されておりました。
５．当社は、経営会議等日常的に重要な社内会議への出席や職務執行状況の聴取などにより社内情報を収集し、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査・監督機能の実効性を高めるため、取締役（監査

等委員）田坂哲史氏を常勤の監査等委員に選定しております。

6．当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。

なお、法令に違反することを認識しながら被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象外とされており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年11月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として「役員報酬制度の基本方針」を決議しております。当社は2023年２月15日開催の取締役会決議により、報酬額等の決定に際して透明性・公正性を確保することを目的として任意の報酬委員会を設置しており、当該決定方針の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会で審議し、答申を受けております。なお、当事業年度は、社外取締役田中健作氏を委員長とし、代表取締役社長小南秀光氏、社外取締役（監査等委員）大井理氏及び桂真理子氏を構成員として審議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること及び報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員報酬は、社会情勢・他社水準・会社業績等を勘案の上、役位・職責・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、個人評価反映分によって構成される評価反映報酬（個人評価給）で構成しております。ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は個人評価給の対象外としております。なお、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬は、現在導入しておりません。監査等委員である取締役の報酬額は、当該取締役の協議により勤務形態（常勤・非常勤）や各取締役の職責等に応じて基本報酬（固定給）を決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	64,150千円 (3,840)	64,150千円 (3,840)	－ (－)	－ (－)	5名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,970千円 (7,720)	15,970千円 (7,720)	－ (－)	－ (－)	4名 (3)
合　　計 （うち社外役員）	80,120千円 (11,560)	80,120千円 (11,560)	－ (－)	－ (－)	9名 (4)

（注）1．上表には、2025年11月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）１名及び2025年11月30日付で辞任した監査等委員である取締役（社外取締役）１名を含めております。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2024年11月28日開催の第17回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち、社外取締役年額30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）であります。監査等委員である取締役の報酬等の額は、2024年11月28日開催の第17回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は、３名（うち、社外取締役は２名）であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	田 中 健 作	株式会社オンサイト代表取締役 三陽工業株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	大 井　理	松柏法律事務所パートナー WDBココ株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
	桂 真 理 子	KMTパートナーズ株式会社代表取締役 株式会社万代社外監査役 株式会社万代リテールホールディングス社外監査役 日亜鋼業株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
	北 條 明 宏	株式会社HACA ＲＵＳ監査役 株式会社ＢＬＡＳＴーＨｕｂ代表取締役 株式会社ほっとナビ監査役 株式会社スマートバリュー社外取締役 (監査委員/議長) 株式会社情報技術社監査役	特別の関係はありません。

(注) 1. 2025年11月30日付をもって、桂真理子氏は監査等委員である取締役を辞任いたしました。重要な兼職の状況につきましては、退任時におけるものであります。

2. 北條明宏氏は2025年12月１日付で監査等委員である取締役に就任しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田中健作	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。 主にＩＴ系企業を含め企業経営における豊富な経験と幅広い見地から、取締役会では議案の審議等に際して適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された報酬委員会２回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 (監査等委員)	大井　理	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会２回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 (監査等委員)	桂真理子	2025年11月30日に辞任するまでの間、当事業年度に開催された取締役会５回の全てに、また、監査等委員会５回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており適切な役割を果たしました。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行いました。また、任意の報酬委員会の委員として、2025年11月30日に辞任するまでの間、当事業年度に開催された報酬委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしました。
社外取締役 (監査等委員)	北條明宏	2025年12月１日に就任して以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会９回の全てに出席いたしました。 公認会計士並びに税理士としての専門的見地から、さらには他の上場会社の役員としての経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第３項の同意をした理由は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日程等が妥当であり、それらに基づく監査報酬が相当であると判断したためであります。

3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が6,000千円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した常勤監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しております。

経営成績に応じた利益配分を行うことを基本方針とし、将来の事業展開と企業体質強化のための内部留保資金の確保を図りつつ、業績及び配当性向等を総合的に勘案して決定する方針であります。

現時点において、当社は、財務体質の強化と事業の成長のための投資が必要であると考え、これまで配当を実施しておりません。

内部留保資金の使途については、財務体質の強化と新サービスの開発、人員の充実をはじめとした事業成長のための投資に活用する方針であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末に行うことを基本方針としております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、及び期末配当の基準日を毎年８月31日、中間配当の基準日を毎年２月末日とし、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,341,555**	**流動負債**	**531,715**
現金及び預金	872,338	買掛金	141,828
売掛金	345,675	契約負債	14,540
完成工事未収入金	46,174	未払金	84,797
商品	22,654	短期借入金	100,000
未成工事支出金	883	１年内返済予定の長期借入金	32,849
その他	54,896	未払法人税等	29,228
貸倒引当金	△1,067	賞与引当金	42,057
固定資産	**277,099**	その他	86,413
有形固定資産	**32,287**	**固定負債**	**188,916**
建物及び構築物	26,567	長期借入金	115,253
その他	5,720	資産除去債務	39,662
無形固定資産	**143,446**	その他	34,000
ソフトウエア	91,531	**負債合計**	**720,631**
のれん	41,054	(純資産の部)	
その他	10,860	**株主資本**	**898,023**
投資その他の資産	**101,365**	**資本金**	**70,140**
繰延税金資産	40,558	**資本剰余金**	**447,210**
その他	61,294	**利益剰余金**	**380,672**
貸倒引当金	△488	**純資産合計**	**898,023**
資産合計	**1,618,655**	**負債・純資産合計**	**1,618,655**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,163,375**
売上原価		**1,699,657**
売上総利益		**1,463,717**
販売費及び一般管理費		**1,341,155**
営業利益		**122,562**
営業外収益		
受取利息	1,760	
その他	356	2,116
営業外費用		
支払利息	4,244	
支払手数料	874	
解約違約金	755	
その他	93	5,969
経常利益		**118,709**
特別損失		
固定資産除却損	5,339	
減損損失	99,120	
子会社株式売却損	3,871	108,331
税金等調整前当期純利益		**10,377**
法人税、住民税及び事業税	68,612	
法人税等調整額	△1,627	66,984
当期純損失		**△56,606**
親会社株主に帰属する当期純損失		**△56,606**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,143,963**	**流動負債**	**447,668**
現金及び預金	748,173	買掛金	123,159
売掛金	325,726	契約負債	14,522
商品	22,654	未払金	80,072
前渡金	21,122	短期借入金	100,000
前払費用	22,631	1年内返済予定の長期借入金	32,849
その他	3,928	未払法人税等	28,713
貸倒引当金	△272	賞与引当金	32,167
固定資産	**574,159**	その他	36,183
有形固定資産	**29,414**	**固定負債**	**153,742**
建物	26,567	長期借入金	115,253
工具、器具及び備品	2,846	資産除去債務	38,488
無形固定資産	**102,107**	**負債合計**	**601,410**
ソフトウエア	91,247	**(純資産の部)**	
その他	10,860	**株主資本**	**1,116,713**
投資その他の資産	**442,637**	**資本金**	**70,140**
破産更生債権等	488	**資本剰余金**	**447,210**
長期前払費用	4,982	資本準備金	253,675
繰延税金資産	28,255	その他資本剰余金	193,535
関係会社株式	113,200	**利益剰余金**	**599,362**
関係会社長期貸付金	248,500	その他利益剰余金	599,362
その他	47,700	繰越利益剰余金	599,362
貸倒引当金	△488	**純資産合計**	**1,116,713**
資産合計	**1,718,123**	**負債・純資産合計**	**1,718,123**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年9月1日から
2026年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**2,557,176**
売上原価		**1,307,044**
売上総利益		**1,250,132**
販売費及び一般管理費		**1,049,873**
営業利益		**200,258**
営業外収益		
受取利息	5,640	
その他	82	5,723
営業外費用		
支払利息	4,244	
支払手数料	874	
その他	93	5,213
経常利益		**200,768**
特別損失		
固定資産除却損	5,219	5,219
税引前当期純利益		**195,549**
法人税、住民税及び事業税	68,014	
法人税等調整額	△3,331	64,683
当期純利益		**130,866**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

株式会社プロディライト
　取締役会　御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　濵田　善彦
指定社員 業務執行社員　公認会計士　坂戸　純子

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社プロディライトの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロディライト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

株式会社プロディライト
　取締役会　御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　濵田　善彦
指定社員 業務執行社員　公認会計士　坂戸　純子

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プロディライトの2025年９月１日から2026年８月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月22日

株式会社プロディライト　監査等委員会

常勤監査等委員　田坂哲史 ㊞

監査等委員　大井　理 ㊞

監査等委員　北條明宏 ㊞

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案について同じです。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	小南秀光（こみなみひでみつ） (1973年12月20日)	1993年６月　富士キャッシュサービス株式会社入社 2008年６月　当社設立 当社代表取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＮＮコミュニケーションズ代表取締役	600,000株
2	山口延弥（やまぐちのぶや） (1975年11月19日)	1998年４月　中京コカ・コーラボトリング株式会社（現コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）入社 2017年１月　同社ベンディング長島支店支店長 2019年５月　当社入社　Yealink事業部長 2019年９月　当社Yealink事業本部長 2020年９月　当社事業管理本部長 2022年９月　当社営業本部長 2025年３月　当社執行役員営業本部長 2025年11月　当社取締役事業管理本部長就任（現任）	－株
3	吉田圭子（よしだけいこ） (1974年６月25日)	2009年８月　株式会社フィナンシャル・インスティチュート（現株式会社エクステンド）入社 2015年９月　株式会社リーガル不動産（現株式会社LeTech）入社 2018年８月　同社内部監査室室長 2020年８月　当社入社 2021年３月　当社内部監査室室長 2025年３月　当社執行役員管理本部長 2025年11月　当社取締役管理本部長就任（現任）	400株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	田中 健作（たなか けんさく） (1964年７月20日)	1988年 4月　株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2013年 9月　株式会社スマートバリュー取締役就任 2018年11月　株式会社オンサイト設立 同社代表取締役就任（現任） 2019年 2月　三陽工業株式会社社外取締役就任（現任） 2020年 7月　スペクトロニクス株式会社取締役就任 2020年11月　当社社外取締役就任（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．田中健作氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、田中健作氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。

３．田中健作氏は、ＩＴ系企業を含め企業経営における豊富な経験や見識を有しており、客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できることから、当社の経営に対する助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。

４．当社は、田中健作氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額となります。
本議案が原案どおり承認された場合には同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

５．当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新しております。各候補者が取締役に選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等に関する損害を填補の対象としております。ただし、法令に違反することを認識しながら被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求等、一定の免責事由があります。保険料は会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※1	梅中 宏樹（うめなか ひろき） (1966年３月５日)	1988年 ４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1998年 ４月　財団法人大阪府研究開発型企業振興財団出向 2000年 ５月　住銀インベストメント株式会社（現ＳＭＢＣベンチャーキャピタル株式会社）出向 2015年 ５月　株式会社プロネクサス出向 2017年 ４月　同社転籍（現同社顧問） 2022年10月　プラチナバイオ株式会社社外監査役就任（現任） 2022年10月　ブリッジコンサルティンググループ株式会社顧問就任（現任） 2022年11月　株式会社ファイン社外監査役就任 2022年12月　一般社団法人日本スタートアップ支援協会顧問就任（現任） 2023年12月　ａｔ　ＦＯＲＥＳＴ株式会社社外監査役就任（現任） 2025年10月　セレンディクス株式会社社外監査役就任（現任） 2026年 ９月　当社顧問就任（現任）	－株
2	大井 理（おおい まさし） (1967年７月８日)	1995年 ４月　弁護士登録 2002年 ４月　松柏法律事務所パートナー（現任） 2003年 ２月　米国ニューヨーク州弁護士登録 2020年 ６月　WDBココ株式会社社外取締役就任（現任） 2020年11月　当社社外監査役就任 2024年11月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	－株

候補者番号	氏名(ふりがな) (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	北條 明宏(ほうじょう あきひろ) (1979年6月20日)	2002年 4月　アコム株式会社入社 2008年12月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2013年 1月　公認会計士登録 2015年 6月　トーマツベンチャーサポート株式会社（現デロイトトーマツベンチャー サポート株式会社）入社 2016年 9月　株式会社ネクステージ監査役就任 2016年11月　税理士登録 2016年11月　北條公認会計士・税理士事務所設立 2016年12月　株式会社坂ノ途中監査役就任 2016年12月　株式会社ハカルス（現株式会社ＨＡＣＡＲＵＳ）監査役就任（現任） 2017年 1月　株式会社ＢＬＡＳＴーＨｕｂ設立代表取締役就任（現任） 2018年 6月　フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（現ミライドア株式会社）取締役（監査等委員）就任 2022年10月　株式会社ほっとナビ監査役就任（現任） 2023年 4月　ハックベンチャーズ株式会社監査役就任 2024年 9月　株式会社スマートバリュー社外取締役就任（監査委員/議長）（現任） 2025年12月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2026年 6月　株式会社情報技術社監査役就任（現任） 2026年 9月　株式会社One Bright KOBE監査役就任（現任）	－株

（注）1．※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3．大井理氏及び北條明宏氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、大井理氏及び北條明宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
4．大井理氏は、弁護士として専門的見地と豊富な経験を有しており、当社の取締役として当社の経営に

対する監査に十分な役割を果たしていることから、更なるコーポレート・ガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。また、当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となりますが、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。

また、北條明宏氏は、公認会計士並びに税理士として専門的見地と豊富な経験を有しており、当社以外の上場会社等において、取締役（監査等委員や監査委員）や監査役として幅広くご活躍されていることから、更なるコーポレート・ガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11か月となります。

5．当社は、大井理氏及び北條明宏氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額となります。本議案が原案どおり承認された場合には両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、梅中宏樹氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6．当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。

当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等に関する損害を填補の対象としております。ただし、法令に違反することを認識しながら被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求等、一定の免責事由があります。保険料は会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム
TEL 06－6202－2311



（お願い）駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

[交通のご案内]

Osaka Metro堺筋線「北浜駅」　1B出口（地下道直結）

京阪本線「北浜駅」　28出口（地下道直結）

Osaka Metro御堂筋線「淀屋橋駅」　徒歩約7分　27出口（地下道直結）